

使用済パソコン類等売却仕様書

1 売却物品・仕様

京丹波町で使用していたパソコン及びプリンタ類です。型番、数量等は別紙「売却物件一覧表」のとおり。パソコン及びプリンタ等の状態は以下のとおりです。

- (1) すべての機器について一切の動作を保証しません。また、使用に伴う傷、汚れ、破損があります。
- (2) パソコンのBIOSにはロックがかかっていることがあります。
BIOSの起動は確認していません。
- (3) パソコンの記憶媒体装置は、取り外してあります。
- (4) 記憶媒体装置の取り外し時にパソコン本体を分解しています。分解に伴い本体に一部破損している可能性があります。
- (5) マウス、ACアダプター、キーボード、各種ケーブル等の付属品があります。本体とほぼ同数ありますが、正確に同数あるかは不明です。

2 引渡場所 京丹波町情報センター（京丹波町和田田中15番地1）

3 引渡期限 令和8年1月30日（金）

- (1) パソコン、その他物品は、契約金額の納入後に引渡します。具体的な引渡日時は、土・日・祝日を除く日の午前9時から正午又は午後1時から4時までの間で、買受者と本町で調整の上、決定します。

4 契約金額の支払

- (1) 本町が発行する納入通知書により契約金額を期日以内に代金を全額納入してください。なお、支払方法は、本町が発行する納入通知書により納入してください。
- (2) 更に納入通知書領収書の写しを期日までに本町担当者へ提出してください。
- (3) 契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を上乗せした金額とします。

5 引渡事項

- (1) 物品は現状有姿での引渡しとなります。物品の状態については下見会を開催する予定です。ご希望の方は、事前にご連絡の上、ご参加いただきご確認ください。物品の状態について疑義がある場合は、下見会の際に確認

- してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
- (2) 京丹波町は売却物品について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に売却物品が契約の目的に適合しないものであることを発見しても本町は一切の責任を負いません。
 - (3) 一度引渡した物品はいかなる理由があっても返品・交換はできません。
 - (4) 引渡し後の物品の搬出、運搬は買受者が手配するものとし、引渡しにかかる一切の費用は、買受者の負担とします。
 - (5) 物品の再利用の場合は、パソコン及びプリンタ等に貼付されている管理番号及びリースのシールをはがしてください。

6 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。